

福島県飯館村

細川牧場裁判9月24日第2回弁論

9・24（水）午前10時 東京地裁806号法廷に参加を！

東京電力の主張に反論し、損害を訴えます



7月9日裁判報告集会で訴える細川さんと美和さん

< 細川裁判とは >

福島原発事故により飯館村は全村避難（計画的避難区域）と指示されましたが、ここで家畜商を営む細川牧場（細川徳栄さん）も多大な被害を受けました。行政から馬を殺処分して避難しろと言われましたが、細川さんは「家族同然の家畜を殺すことはできない」と世話を続けました。

被ばくのため商売を続けられなくなり、ADR（訴訟外手続き）による賠償交渉は、不当に被害を低く算定され、東京電力はいやなら裁判をやれという態度です。細川さんは「血も涙もない。ひどいな、東電は」と悔しさを語り、裁判に立ち上がりました。

反原発・細川牧場裁判を支援する会（準備会）

事務局：沓沢（くつざわ）090-2720-2284

9月24日の予定

東京地法裁判所（地下鉄；霞が関駅下車すぐ）の806号法廷にお集まりください。

午前10時 第2回口頭弁論

原告・細川さんの意見陳述

弁護団より、東京電力の答弁書に対する反論を行います。

*東京電力は損害賠償責任の一部しか認めず、馬の頭数などに文句をつけ、不当に低い賠償で逃げようとしています。これに対し、損害の実態と立証方法を明らかにしていきます。

裁判終了後、弁護士会館にて（東京地裁となり10：30頃）

裁判報告集会

◎弁護士から報告・説明

◎ビデオ「細川牧場の近況、馬『さゆり』が死んだ、被ばくは続く・・・」

◎細川さんより・あいさつ

◎反原発・細川牧場裁判を支援する会の結成

支援の呼びかけ人、支援者からの訴え
今後の取り組みの提案